

福島県地域がん登録事業実施要綱

(目的)

第1条 福島県のがん対策を効果的に推進するため、がん患者に関する情報を収集し、その実態を把握、分析することを目的とする。

(実施主体)

第2条 福島県地域がん登録事業（以下、「本事業」という。）の実施主体は、福島県とする。

(業務委託)

第3条 福島県は、地域がん登録に係る情報収集・集計分析等業務について、公立大学法人福島県立医科大学（以下「福島医大」という。）へ委託を行う。

2 その他、委託に際して必要な事項については、福島県及び福島医大双方にて協議の上、別に定めるものとする。

(事業内容)

第4条 本事業は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 本事業の企画と運営

(2) 資料収集

福島県悪性新生物患者届出票（以下「届出票」という。）及び、人口動態調査死亡票の写し（人口動態調査令施行規則〔昭和23年厚生省令第6号〕第6条に定める様式第2号。以下「死亡小票」という。）の収集、並びに届出票の提出依頼及び促進（出張採録を含む）

(3) 資料整理

届出票等の記入漏れ、記入ミスの点検、同一資料内各項目間の整合性のチェック、国際疾病分類によるコーディング

(4) 入力とチェック

標準データベースシステムへの入力、同一調査票内の各項目の国際疾病分類によるコードチェック、同一調査票内の複数項目間の整合性のチェック、同一患者についての複数調査票間での関連項目間の整合性のチェック

(5) 患者およびがんの登録

登録患者の同定（複数登録を防ぐための資料間の記録照合）、がんの同定（転移がん、続発がんと多重がんの鑑別）

(6) 資料の集約、総括（患者ごとがんごとに、複数調査票内容を集約、総括）

(7) 生存確認調査

登録患者の生存確認調査、生存確認調査データの入力と既存情報との整合性の点検、集約

(8) 集計、解析

(9) 報告書作成、広報

- (10) 資料保管
- (11) 登録業務の精度の維持・管理
- (12) 登録業務の情報保護のための業務管理
- (13) 登録の完全性の維持・管理
- (14) 協力医療機関への情報還元
- (15) 関連機関との連携
- (16) 資料の活用

(事業の運営)

第5条 本事業は、「福島県がん対策推進協議会」の指導を受けるものとする。

- 2 本事業におけるがん登録資料の利用に関して、「福島県がん対策推進協議会」の意見を求めるものとし、福島県がん対策推進協議会会長は、議事の審議に関し必要があるときは、会議に委員以外の学識経験者の出席を求め、意見を聴取することができるものとする。
- 3 その他、事業に関する必要な事項は、「福島県地域がん登録事業実施要領」及び「福島県地域がん登録事業における情報の取扱要領」に定めるものとする。

(医療機関等の協力)

第6条 本事業は、医療機関、社団法人福島県医師会及び各市町村の協力を得て行うものとする。

(守秘義務)

第7条 この事業に従事した者は、業務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。また、その業務を離れた場合も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度、「福島県がん対策推進協議会」で検討の上、別に定めるものとする。

附 則 この要綱は、平成22年1月8日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年3月29日から施行する。